## 会議記録

会議名称	第6回 杉並区基本構想審議会
日時	令和3年9月2日(木)午後6時00分~午後7時14分
場所	中棟6階 第4会議室
出席者	委員 石橋、齋藤、清水、西山、橋本(恒)、橋本(実)、本城、松本、 相田、井口(茂)、井口(順)、甲田、鹿野、内藤、本郷、 柗尾、山ノ内、和田、岩田、大槻、そね、富田、山本、脇坂、 わたなべ、青山、有賀、池田、石元、江﨑、大竹、岡部、奥、河野、 中林、牧野、村山 区側 副区長(宇賀神)、副区長(吉田)、教育長、政策経営部長、 施設再編・整備担当部長、情報・行革担当部長、総務部長、 危機管理室長、区民生活部長、地域活性化担当部長、 産業振興センター所長、保健福祉部長、高齢者担当部長、
	杉並保健所長、子ども家庭部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、 土木担当部長、環境部長、教育政策担当部長、企画課長、財政課長
配付資料	資料 50 第 6 回杉並区基本構想審議会席次表 資料 51 第 6 回杉並区基本構想審議会区側出席者名簿 資料 52 新基本構想答申案に係るパブリックコメント及び説明会の 実施概要について
	資料 53 基本構想答申案に係るパブリックコメント概要について 資料 54 パブリックコメントで出された意見と対応方針について (案)
	<ul> <li>資料 55 基本構想答申案の修正について(案)</li> <li>資料 56 杉並区基本構想答申(案)</li> <li>資料 57 基本構想に基づく具体的な取組の実施に当たって一提言(案) –</li> </ul>
	参考資料 1 パブリックコメントで出された意見について 参考資料 2 区議会全員協議会で出された主な意見について 参考資料 3 審議会委員による説明会で出された主な意見について
会議次第	<ul><li>1 開会</li><li>2 議事</li><li>パブリックコメントへの対応方針について</li><li>3 閉会</li></ul>
傍 聴 者	3名

会議の

結 果

○パブリックコメントへの対応方針について、委員間で討議を 行った。 ○会長 どうも皆さん、こんばんは。外でチャイムが鳴っていますので、これを開始の合図として始めさせていただきたいと思います。

今日は雨の中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

前回の審議会を開いた後、6月15日から7月21日まで合計37日間になりますけれども、審議会として答申案に対するパブコメを実施しました。対話形式の説明会や各地域でのオープンハウス形式による地域説明会も開催いたしました。各部会長をはじめ、審議会の委員の皆様には積極的に御参加いただき議論に加わっていただきまして、大変ありがとうございました。

区民の皆様から大変多くの御意見をいただきました。その結果を受けて、8月18日に各部会長からなる調整部会を開催いたしました。そして、修正すべき内容等を含めてパブリックコメントへの対応方針を検討いたしました。

本日の審議会は、議題がそのパブリックコメントへの対応方針ということでお集まりいただいております。本日はパブコメに対する対応方針について、調整部会から全体会の審議会の皆様に御報告申し上げまして、委員の皆様から御意見を頂戴して、最終的に本日答申案の内容について固めたいと考えております。

次回は今月9月14日火曜日の夜に予定をしておりますけれども、それは最終回ということで、答申を区長にお渡しするという会になります。そして、今まで審議会の委員の皆様から1年余りにわたって御審議いただいて、いろいろな意見を出していただきましたけれども、全部を答申の中に盛り込んでいるわけでもありませんし、また、皆様がそれぞれの立場から、あるいは皆様のそれぞれのお考えから、これについては特に強調したいという御意見もあろうかと思います。したがって、次回9月14日の答申の席というのは、単なるセレモニーではなくて、第1回目と同じように全員に一言ずつでも御発言いただいて、この点はぜひ強調したいという御意見を、あるいは感想でも結構ですけれども、全員の委員の皆様から一言ずつでも、区長及び区の執行機関の皆様に対して意見を表明していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席状況でございますけれども、37名の方が出席で、うちオンラインでの出席の 方が4名でございます。まだ会場にお見えになっていない方もいらっしゃるようですけれ ども、お見えになると思います。いずれにしろ出席数は半数を超えておりますので、有効 に成立しております。

それでは、審議に入る前に、本日の配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○企画課長 それでは、次第に記載の資料一覧を御覧ください。資料番号は第1回全体会からの通し番号ということでございます。

資料50は、本日の席上配付ということでございます。委員の席次になっております。また、区側の出席者は資料51のとおりでございます。御確認いただければと存じます。

続きまして、資料52は、先ほど会長からもお話のありましたパブリックコメント及びパブコメ期間中に開催いたしました各種説明会の実施概要ということになってございます。 資料に記載のとおり、パブコメで出された意見数は139名の方から392件の御意見を頂戴しております。また、説明会の実施状況につきましては、審議会委員による対話形式の説明会とオープンハウス形式の説明の場を併せまして、約200名の方にお越しいただきました。説明会につきましては、審議会委員の方にも積極的に御参加いただきました。お忙しい中、改めまして感謝申し上げます。

続きまして、本日の議事に関する資料でございます。資料53から55でございます。53から55につきましては、パブリックコメントで出された御意見に対する対応方針ということになってございます。また、資料55につきましては、大変申し訳ございません。3ページ目の記載内容に一部不備がございましたので、本日差し替えをさせていただいたところでございます。

今般実施いたしましたパブリックコメントにつきましては、区のパブコメ条例の規定に 準じて実施したところでございますけれども、条例に基づきまして、パブコメでいただい た御意見に対する審議会の考え方などを区民の皆さんに公表することとなってございます ことを申し添えておきます。

また、資料56につきましては、パブコメの対応方針を踏まえました答申案の全文となってございます。パブコメをする前からの修正箇所につきまして網かけにしてございますので、御確認いただければと存じます。

また、資料57につきましては、これまでも審議会で御議論いただいております各部会などで出された具体の取組に関する区への意見ということでまとめました提言となってございます。こちらはパブリックコメントの対象となってございませんでしたけれども、前回第5回の審議会全体会時に、まとめシートに記載されている内容について反映されているかチェックをお願いしたいなど委員からの御意見を頂戴いたしましたので、前回からの追記、修正箇所を網かけにして本日お配りしたものです。

最後に、参考資料として3点、パブリックコメントの意見392件の内容を一覧にしたもの、

また、パブコメに先立ちまして、事務局から区議会に答申案の御報告、御説明をした際に 区議会からいただいた御意見並びに審議会委員による説明会の際に参加者の方からいただ いた御意見の概要をおつけしております。

なお、参考資料の2番、3番につきましては、正式なパブリックコメントによる意見ということではございませんので、392件の項目、参考資料1の項目の中には含まれておりませんということを念のため申し添えさせていただきます。

本日の資料の説明は以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申しつけください。

以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

本日の会は遅くとも8時までには終了したいと思いますので、よろしくお願いします。

議事に入りたいと思います。本日の議題は、先ほど申し上げましたように「パブリックコメントへの対応方針」についてでございます。区民の皆様からいただいた御意見に対しまして、あらかじめ私ども調整部会で対応方針を検討してまいりましたので、その結果について報告をさせていただきたいと思います。

報告は、調整部会の委員でもあります副会長さんから、答申についての修正箇所やその 理由、各御意見に対する考え方等について御報告をお願いしたいと思います。

○副会長 分かりました。

それでは、私からパブリックコメントへの対応につきまして、調整部会で検討した結果 を踏まえた内容を御説明させていただきます。

初めに、パブリックコメントの概要については資料53にまとめられておりますので、そ ちらを御覧いただければと思います。

先ほど事務局からも説明がありましたけれども、区民からいただいた意見提出件数は 139件392項目と、大変多岐にわたる多くの御意見を寄せていただきました。

いただいた御意見の扱いとしましては、大きくはまず1つ目としまして、御意見を受けて答申案の修正を行うものと、2つ目としては、答申案の修正は行わないというものに分かれます。さらに修正を行わない御意見につきましては、修正は行いませんけれども審議会の考え方を示すもの、具体的な取組に関する意見としまして行政、つまり区側に伝える扱いとするもの、そして、参考意見として取り扱うものという3つに分けて整理をしております。このような整理に沿いまして意見を分類した上で、各意見への対応方針案につき

まして調整部会で検討いたしました。

その結果につきまして、まず資料55になりますが、そちらを御覧いただければと思います。こちらは意見を受けまして答申案の修正を行うものも含めまして具体的な修正を行う 箇所について、その理由も含めて取りまとめた資料になります。

資料55を御覧いただきますと、最初に、パブリックコメントに伴って答申案を修正する 箇所が11か所ございます。この表の見方ですけれども、本日でいいますと資料56とナンバ リングしてある答申案の該当箇所が一番左に修正箇所として明示されておりまして、パブ コメにかける前の答申案の表現がありまして、それに対して出された御意見の概要、その 右隣が御意見を踏まえてこのように修正するという本日の修正案になります。そして、そ の理由が一番右にございます。

順番に御説明してまいります。まず、答申案の2ページの「第1 基本構想策定の背景」の「(3) 現基本構想に基づいた区の取組の振り返り」というところの文章で、現基本構想に基づいてどこが達成できていて何がそうでないのかというところがはっきりしないので、はっきりさせてほしいといった御意見がございました。それも踏まえまして、審議会から出された今後の取組の方向性の具体例なども案文に明記するという形で修正案をまとめております。具体的には下線が引いてあるところですけれども、「デジタル化に向けた対応の遅れや、地域社会の担い手の高齢化・固定化といった課題への対応、さらには、効果的な情報発信に向けた工夫が必要との意見など、今後さらに注力していくべき課題についての指摘がありました」と、こういった課題を例示的に明記するということで修正案をお示ししております。

次ですけれども、答申案では6ページ、「第2 基本構想を貫く3つの基本的理念」に係るところで、誰一人として取り残されない社会という点から、差別の禁止を明記することが必須だということで御意見をいただいております。それも踏まえて、「誰一人として差別されず」という言葉を答申案に加えております。

次ですけれども、7ページ、「第3 杉並区が目指すまちの姿」というところで、今回杉並区が目指すまちの姿とした「みどり豊かな 住まいのみやこ」は、前回、現行の基本構想に比べて具体性に欠ける、イメージが湧かないといった御意見がございましたけれども、「杉並の個性や特徴を端的に表し、覚えやすく伝わりやすいものとして」、という説明文を加えるということで、よりコンセプトの説明を分かりやすくしたというのが修正案になっております。

次に4段目です。10ページの「第4 分野ごとの将来像と取組の方向性」の防災・防犯分野に係るところの記述ですけれども、地区特性ごとの記述や地域特性を把握と、メリハリ取り組み必要性記述があってもよいのではないかと。より地域特性やめり張りを表現してほしいということでしたので、「地域ごとの特性に応じた」まちの基盤整備を進めるといったこと、風水害に対する備えとしまして「区民への迅速な情報提供の一層の充実」等に取り組むといったことで、より言葉を補って記述するというのが修正案でございます。

このページの一番下の段です。答申案ですと11ページ、「第4 分野ごとの将来像と取組の方向性」のまちづくり・地域産業分野に係る記述のところですけれども、区内18駅と駅の数を明記していたところですが、区民の方の中には区内の駅だけを利用しているわけではなくて、最寄りの隣接する区に存在している駅を利用されて、そこが生活圏となっているケースもございますので、「18」というのは削除して「駅」と修正をするということでございます。

2ページに行っていただきまして、こちらは答申案ですと11ページ、まちづくり・地域 産業分野についてですが、商業・工業・農業などの地域産業が、区民の暮らしの安全と安 心に貢献していることを明記すべきだという御意見でございます。それも受けまして「環 境と調和し、区民の暮らしの安全・安心を支えている」、そういう地域産業をさらに育成 するという文言を追加しております。

次の段です。こちらは答申案の13ページ、環境・みどり分野に係る記述についての御意見です。「みどりや水辺を育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを進める」と取組の方向性を記述してほしいという御意見で、「みどりや水辺」という言葉をここに補うということで、文章を修正してはどうかという案でございます。

次の3段目、17ページ、これは福祉・地域共生分野に係るところでございます。取組の 方向性の(3)に「公的な介護の充実に加えて、家族や関係者を個別に支えている人(ケ アラー)が孤立したり」といった文章に変えたほうがよいという御意見で、そのケアラー の支援だけではなくて公的な介護の充実の視点を追記すべきだということで調整部会で検 討いたしまして、修正案文のように「公的な介護の充実を図るとともに、これによらず家 族や関係者を個別に支えている人」が孤立したりしないようにという、そういう社会をつ くるという文章に修正してはどうかという案になっております。

次の段です。21ページが該当ページでして、ここは学びの分野になります。「デジタル化」という言葉が随所に出てくるけれども、デジタル化というのはあくまでも手段で目的

ではないので、主客が逆転しているのではないかという御指摘でした。答申案も決して主 客が逆転しているわけではないのですけれども、誤解を招かないような表現にするという ことで文章を多少入れ替えたのがこの修正案になっております。より趣旨が明確に伝わる ような修正案にするということにいたしました。

次は26ページの「第5 区政経営の基盤姿勢」に関わるところですが、「時代やニーズの変化に弾力的に対応できる財政基盤を構築する」と書いてあるけれども、この項目には「歳出削減」という言葉が必要だという御意見です。それも踏まえまして行政評価の仕組みを杉並区は持っているわけですので、それを「一層活用し、経費や効率性の精査を行うことなどを通じて」という文章を追記しております。不断に見直しをしていくという趣旨でこのような修正案をお示しさせていただいております。

このページの最後の段です。こちらも同じ「区政経営の基本姿勢」に関わるところで、 基本構想を長期にわたってぶれることなく推進するために、区政の評価制度を見直す必要 がある。開かれた区政、区政の見える化を推進することは、区民の理解を促進し、区政へ の関心を高める一助になるという御意見ですので、それも受けまして、ここにつきまして は、答申案の最後のところに項を起こしました。4としまして、答申案ですと27ページの 最後のところですけれども「区民と共に実現する基本構想」ということで文章を新たに起 こしております。

資料55の3ページに行っていただきまして、今まで御説明したのはパブリックコメントで出されました御意見を受けて答申案に修正を加えたものになります。この3ページにあります7か所というのは、特にパブコメを受けてということではなくて、中身を精査していく上で文言の統一や見直しが必要であろうということで修正した箇所になっております。

まず、答申案の「はじめに」の文章の中で、「規制や法制度」もしくは「制度や規制」 といった言葉が出てきまして、それを「法や制度」という言葉に統一して修正をしており ます。

3段目の2ページの「基本構想策定の背景」の区の取組の振り返りに関わる部分ですけれども、こちらは最新の実績の数字に修正を加えているというところです。

4段目、6ページ、「第2 基本構想を貫く3つの基本的理念」のところで、これは単に「人生100年時代」のところにかぎ括弧をつけたというだけの修正でございます。

その下は、より適切な記述に修正するということで、まちづくり・地域産業分野について、点を加えただけですけれども、修正があるということです。

そして、最後が21ページ、学びの分野につきまして、これも「人生100年時代」にかぎ 括弧を加えたということでございます。

最後に4ページに行っていただきまして、これも同じかぎ括弧を「人生100年時代」につけたというところで、以上が具体的に答申案に修正を加える御提案でございます。

続きまして、答申案の修正は行わないという扱いにいたしました御意見について、かいつまんで御説明申し上げます。

資料54を御覧いただけますでしょうか。この資料54にはパブコメで出された意見が網羅的に整理されておりますけれども、全部で15ページにわたっていますが、この中でも特に複数の方から同様の御意見が出されていた項目を中心に、具体的に答申案の修正は行わない扱いとしたものについて御説明をさせていただきます。

資料54の1/15ページの上から2段目を御覧ください。こちらに記述されている御意見を見ていただきますと、表現が非常に抽象的であって、具体性に欠けていて、区がそもそも何をするのか、どういう姿勢で臨んでいくのか、区の役割が見えてこないといった御意見でございます。それに対して対応方針のところを見ていただきますと、基本構想は行政運営の基となる考え方を示すものであって、区と区民全ての人が共有する羅針盤という位置づけですので、特にこの御意見を踏まえて行政のみの役割の部分について修正を行うことはしないという扱いにしております。

今度は次のページに飛びますけれども、2/15ページです。これは意見要旨の下から3段目を見ていただきますと、性的指向や性自認等という表現についての御意見がまとめられております。こちらにつきまして、この性的指向や性自認だけを記述することに違和感があるとか、ほかの要素も記述すべきではないかといった御意見がございましたが、社会的な課題として、性自認、性的指向を例示したものでありまして、その他の概念は「等」の中に含めているということで、答申案の修正は特に行わない扱いにしてはどうかということでございます。

飛びまして、6/15ページに行っていただきまして、都市計画道路に対しての御意見、こちらも複数いただいておりますが、そもそも都市計画道路の整備という文言を基本構想に位置づけることはどうかといった御意見であったり、もしくは特定の都市計画道路についての反対の御意見でございます。これにつきましては、都市計画道路自体の機能というのは、防災やまちづくりの視点に加えて利便性の向上、移動環境の充実といった区民のニーズに対応する観点からも重要な取組である旨を記載していまして、特に答申案の修正は行

わない扱いにしております。個別の路線についての御意見は行政に伝える扱いとすること にしております。

次が、動物との共生についての御意見が9/15のところで、一番下の段にございます。ペットに関する価値観は分かれるといったことですとか、動物愛護の取組がどうしてないのかとか、特定のドッグランの整備についての御要望などございますけれども、この間、基本構想審議会での議論内容等も踏まえまして、ここの記述についての審議を深めてきたわけでもないこともありまして、答申案の修正は行わないということに調整部会ではいたしました。なお、今後、区としてどのように取り組んでいくのかといった体制ですとか、ドッグランのある公園整備等につきましては、具体的な取組に関する御意見として行政側に伝える扱いとするということにしております。

あと2つほど御紹介します。11/15ページですけれども、一番上の段です。子どもの権利について、一方では殊さらに言うことではない、他方で権利条約の思想を明記してほしいといった御意見がありますけれども、子どもの権利についてはこの答申案にしっかりと位置づけてあるもので、今日的に尊重されるべきものであるという考えから、修正を行わないとしております。

最後、同じページの上から4段目です。児童館についての御意見が出されております。 こちらについても今後の具体的な取組に関する御意見ということで行政に伝える扱いとしまして、特に修正はしないということにいたしました。

以上、主なものをかいつまんで御紹介いたしました。

私からは以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

ただいま、副会長からパブリックコメントで出された意見への対応方針についての説明 がございました。

各部会長から構成される調整部会としては、パブリックコメントで139名の方から多岐にわたって御意見が出されましたので、これを受けていろいろと意見交換を行った結果についての御説明でございます。

最初に申し上げましたように、次回は最終回で答申を区長にお渡しすることになります ので、本日、ただいまのパブコメ対応を中心として御審議いただいて、審議会として基本 構想の内容を決定したいと考えております。

ただいま御説明のあった資料等については先週の金曜日に発送されましたので、皆様の

お手元には着いていると思いますので、一通り御確認はされているかと思います。これについての御質問、御意見等をおおむね30分程度の時間を設けて承って、その後、この答申以外に審議会から区長に提出する意見として資料57で提言案を本日配付しておりますけれども、これについて確定させていただきたい。それから、9月14日の進め方についてと、そのほか、事務局からのお話もございますので、そういった順番で進めてまいりたいと思います。

それでは、まず、ただいまのパブコメへの対応方針について、御質問、御意見等があれば承りたいと思います。どうぞ御発言ください。

○委員 大変多くのパブコメを精査していただいて、また、反映するという大変な作業を、 部会長の皆様、どうもありがとうございました。大変感謝いたします。

資料54の8/15ページですが、これは私はこだわって何度も言ってますけれども、環境・みどり分野のところなのですが、プラスチックの修正です。「プラスチックを含め、資源を大切にする視点を記載していることから、答申案の修正は行わない」となっています。プラスチックごみ問題についても積極的に取り組まれるようというパブコメが出されているところなのですけれども、書いてきたので読みますが、プラスチック問題は今や本当に世界的に大きな課題で、2019年のG20大阪サミットで大阪ブルー・オーシャン・ビジョンとして海洋プラスチックごみ対策の枠組みが共有され、今、86の国と地域がこれを共有しているということがあります。日本でもプラスチックごみの削減が重要課題として認識されて、去年の7月に容り法の改正でレジ袋が有料化されたとか、今年は6月にプラスチック資源循環促進法が成立し、来年4月から施行されることになっているという背景があって、この時期に策定する基本構想の環境分野にこれだけ大きな環境問題が取り上げられていない、プラスチックの文言が全然ないというのが、ちょっと欠けていると思っています。

基本構想のキャッチフレーズが「みどり豊かな 住まいのみやこ」ということなのですけれども、このみどりというのは単に区内に豊かなみどりがあるという意味ではないと思います。私はみどりということはイコール環境を大切にするという意識を持って、様々な環境問題に積極的に取り組み、それをまた次世代につないでいくという意味も含んでいると考えているのですけれども、そうしたこの時期に定める基本構想に、資源を大切にする視点を書いているから「プラスチック」という文字は書かないでもいいということは、考え直していただきたい。一言入れるだけでもいいのですけれども、世界として、日本として、今、重要な課題として取り組まれているところを杉並区の基本構想に一言入れていた

だきたいというのを、もう一度御検討いただきたいと思います。 ありがとうございました。

- ○会長 これについて、何か御意見はございますか。 副会長お願いします。
- ○副会長 御意見ありがとうございます。

私は環境法政策の分野を専門にしておりますので、私の意見を申し上げますが、答申案の13ページを見ていただきますと、取組の方向性は「資源を大切にするまちをつくる」というタイトルにはなっておりますが、その文章の中には資源の消費・廃棄による環境汚染を防ぐということが入っております。この中にプラスチックによる海洋汚染も当然含まれるわけです。

プラスチックは世界的に非常に問題視されているところでありますが、様々なショッキングな映像等によって世界の人々の関心が非常に高まったということも受けてあるのですけれども、当然プラスチック問題だけではなくて、食品ロスの問題も非常に今日的に取り組まなければいけない重要な課題としてあります。気候変動の問題もしかりです。そういう意味で、それはここの文章を受けて、区の環境基本計画の中にしっかりと位置づけられていくべき内容だと私は思います。

基本構想では、そこまでプラスチックだけを特出しするということではなく、それも読めるような文章に既になっているので、それを具体化するのは個別計画に委ねるという整理でよいのではないかというのが私の意見でございます。

- ○会長 挙手されていた委員、どうぞ。
- ○委員 御意見は分かるのですけれども、食品ロスも大変大きな問題でその文字は入っています。それと、気候変動は一つの大きな項目として入っているので、私は区民としても、この杉並区の基本構想といったときには含まれるからいいということではなくて、一言入れていただきたい、決意として入れていただきたいと思います。そういうお考えだったと思うのですけれども、大きな「食品ロス」と「気候危機」はもう入っていますので、もう一つプラスチックを並列というか、食品ロスと並べたところで入れていただきたいと思います。
- ○会長 御意見については承っておきたいと思います。

オンラインでご参加の委員、お待たせしました。

○委員 今日はリモートで申し訳ありません。今、御説明いただきまして、とてもいいも

のになったのではないかと受け止めております。皆さんの御努力に感謝をしたいと思います。

その上で、特に27ページに4として「区民と共に実現する基本構想」というものが入ったことを高く評価したいと思っています。ここのところ、私も行政がサービスとして施策を提供するものではなくて、区民の方々が自分事として受け止めて、フォーオール(For All)ではなくてバイオール(By All)でというお話はさせていただきましたけれども、それを酌んでいただいたのではないかと思います。とてもありがたいと思っています。

その上で、少し修正は難しいかもしれませんが、全体の考え方として、3つの基本理念があって、大きなテーマとして「みどり豊かな 住まいのみやこ」ということが入るわけですけれども、基本的にはとてもいい環境の中で、誰もが幸せに生きることができるまちなのだということだと思います。この3つの基本理念につなげるときに、例えばいい環境で誰もが幸せに生きられるという個人の価値を尊重しつつ、ということだと思いますけれども、命や尊厳、または人権といった、どうしても譲れない価値がある気がします。

そして、そうしたものがこの3つの基本理念につながっていることを示すことによって 区民の方々一人一人が自分の幸せ、また、みんなの幸せを考えながら、その3つの価値を 実現していく。課題に対応するだけではなくて、むしろ次の世代も一緒になってこの社会 を自分たちでつくって、そして、よりよい社会をつくっていくのだという、夢や希望が語 れるような構想になるとよりよいのではないかという印象があります。もし可能であれば、 これらの観点をどこかにうまく組み合わせていただくというか、中に入れていただけると、 よりバイオールで、みんなで一緒になってまちをつくり、次の世代につなげていこうとい うことになるのではないかと思いました。可能であれば御検討いただければと思いました。 ありがとうございます。

○会長 御意見ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等はありますか。

委員、どうぞ。

○委員 調整部会の皆様、取りまとめ、本当にお疲れさまでした。

いろいろ前回も言わせていただいて、今回の答申案の修正部分、パブコメの内容も含めて修正部分を見て、がっかりしている部分があります。それは資料54の6/15ページ、先ほど説明もありましたが、都市計画道路の整備について、この部分は前回も言及させていただいていましたし、最初に各部会をやられるときに、私は委員宛てに地域の住民の人たち

の中で、賛否が分かれているものについては明言しないほうがいい、しないでほしいというお願いをさせていただいていたと思います。それはこの都市計画道路が一番当てはまるものなのですけれども、この都市計画道路を進めていくと、そこに住んでいる方、そこで商売をされている方の生活が奪われる、その地域から追い出されてしまうのです。そういう意味で反対をしている方々がたくさんいらっしゃいます。

ですから、私はこの都市計画道路の整備・推進というものは明言しないでほしいということを明確にお伝えしておりましたし、パブリックコメントでも同趣旨3項目、同趣旨15項目と多くの方々が挙げているのですけれども、重要性や役割が書かれているから、記載しているから修正は行わないという、大変冷たい対応だと思っております。これはパブコメの意見もしっかりと受け止めて、都市計画道路の部分については削除すべきだと思いますが、いかがですか。

- ○会長 各委員から御意見、コメント等はございますか。 お願いします。
- ○委員 御意見ありがとうございます。

都市計画道路についての扱いは前回も御意見をいただいている内容かと思っておりまして、その後調整部会で今日御説明させていただいたような扱いになったという経緯ですが、ここでは都市計画道路の役割について重要であるという考えを踏襲しているということなのですが、御承知のように、市街地整備や防災のまちづくりと都市計画道路の話というのは一体不可分で扱うべき問題です。都市計画については道路だけを切り出すということではありません。

その上で、当然ながら、幹線道路があったり、補助幹線道路があったり、主要生活道路があったり、区画道路があったりというのは、道路にはいろいろな幅員に応じた、あるいは規模によって位置づけがあります。都市計画道路は都市計画法に基づいた都市計画道路と制度上の計画道路になって、都決で路線決定されて事業化ということに体系はなっていますけれども、個別の路線については当然御指摘があったように様々な御意見があるのは事実だと思いますから、個別の路線の評価や個別の路線の事業決定云々をここで論じているわけではないというのは御理解いただいているのだと思います。

その上で、都市計画道路のありよう、役割そのものについては、しかしながら、市街地 整備や防災整備、防災まちづくりと一体不可分をなすものですので、これは重要であると。 ですから、杉並区の現行の都市計画マスタープランで記載されている、いわゆる事業中の ものあるいは計画路線などは、次の都市計画マスタープラン策定時にもしかしたら再検討が入るのかもしれませんけれども、都市計画道路そのものを基本構想から除外するという考えではないということは御理解いただいているかと思います。その意味で、ここの基本構想では都市計画道路について言及をしているということです。

○会長 どうぞ。

○委員 防災上の観点と言いますけれども、都市計画道路の中では杉並区としての防災の 観点で延焼遮断帯と明記できない都市計画道路もあるわけです。ここに「都市計画道路の 整備」と書かれてしまうと、今、杉並区が優先整備路線として指定されているところをど んどん進めていってほしいと区民は受け止めてしまいます。そうすると、都市計画道路で 何で私たちの暮らしが、それも40年前、50年前にただ地図上に鉛筆で線を引かれて、いま だにそれを、鉛筆は何ミリも太いので測量しないと線も引けないようなそういうものが何 で40年、50年たって今さらやられるのだと。その必要性について社会的にも様々賛否があ るわけです。

そういった中で、この基本構想は誰一人取り戻すことなくとか、区民の皆さん、みんなでこの基本構想を進めていくという立場に立つのであれば、こういう具体的な賛否が分かれるような問題をここに挙げると、生活を奪われる人たちはこの基本構想には賛成できないとなってしまいます。私もこれは賛成できないとなってしまいます。

そうならないようにするために、私は当初からそういう賛否の分かれるものはここには 明言しないでほしいと。基本構想をつくった後に区が区独自の施策としてそれをやるのだ というときは議会でも議論ができますし、様々な区民の方々から意見も区に寄せられると 思いますけれども、この基本構想に当初から「都市計画道路の整備」と入ってしまったら、 「誰一人取り残さない」という言い方は当てはまらなくなってしまう。これは御理解いた だけますね。

- ○会長 ただいまの委員の意見については、御意見として承っておきたいと思います。
- ○委員もう一つあります。
- ○会長 その前に、委員から先ほど手が挙がっておりまして、お待ちいただいております ので、委員、どうぞ。
- ○委員 ありがとうございます。

1点だけ調整部会での議論の経過を確認で教えていただきたいのですけれども、資料55 ですと1ページ目の3段落目で、資料54ですと4ページの一番下の段落になろうかと思うの ですが、「杉並区が目指すまちの姿」についてのところです。先ほど資料55では御説明いただいたのですけれども、パブコメでも目指すまちの姿、キャッチフレーズと言えばいいのでしょうか。もうちょっと考えたほうがいいのではないかという御意見が複数あって、あくまで参考資料ではあるのですけれども、参考資料2で区議会の全員協議会のまとめといったものもございまして、私は区議会の一員ではあっても別に代表しているわけではないのですが、議会でもここについては再検討をしたほうがいいのではないかというのも複数出ておりました。

そういった中で御調整いただいて出てきたものが、キャッチフレーズ自体はそのまま変えず、ただ考え方を追記しようというのが今回のことだと思うのですけれども、このキャッチフレーズ自体は変えなかった理由といいますか、このキャッチフレーズはこのままで、ただ考え方を追記しようという形になった。調整部会の中でどういった議論があったのかとか、その辺についてもう少し確認をさせていただければと思います。

○会長 それでは、各委員等からコメントがございましたら、どうぞお願いします。

特になければ私から、調整部会の中で出た議論としては、たしか全体会でも御説明したと思いますが、「みやこ」という言葉に対する意味について、パブコメあるいは説明会でも御意見があったと思いますけれども、「みやこ」というのはいわゆる首都という意味も辞書には載っていますが、もう一つの大きな意味としては「花の都パリ」とか、あるいは「水の都ベネチア」とか、「杜の都仙台」とか、そのようにその都市が誇るべき特徴している、あるいは目指すべき特徴としているものを「みやこ」と称するというのも通例使われている概念です。この場合はそういう意味で、今までの基本構想も「住宅都市」という言葉を使っていましたけれども、その内容が誇るべき内容であるという意味なので、これで行こうということになったという経過がございます。

委員、ほかにもう一つありましたか。どうぞ。

○委員 ありがとうございます。

今、委員からも例示があったのですけれども、区議会の意見として参考資料2というように参考資料として添付されているのです。本日はパブリックコメントに対する対応についてのお話合いということだったのですけれども、この区議会の全員協議会で出された主な意見についてという、こういった意見については基本構想の答申案に何かしら反映はされたのですか。それとも今回はまだ反映されていない、議論の土台にものっていないということなのですか。

○会長 調整部会にも区議会で出された意見については資料として御提出いただいた上で 議論したものです。

それでは、ほかにありますか。

委員、どうぞ。

○委員 まず初めに、会長をはじめ委員の皆様にはこのようなすばらしいものを長時間かけてつくっていただき、本当にありがとうございます。

その上で、今日が実質的に最後かと思いますので、あえて状況をお伺いしたいと思って 手を挙げさせていただきました。

先ほど副会長から様々御説明をいただき、すごく理解ができた部分と新たにそれを踏まえて確認させていただきたいと思った点がございました。それは、この資料54の9/15にある動物に対しての扱いでございます。

今、コロナ禍ですが、私の資料では、一般社団法人のペットフード協会が出している資料の中に、このコロナ禍の1年で犬や猫が約95万匹新たに増えたということが記事に載っておりました。1年間で15%犬や猫が増える、コロナ禍で家にいらっしゃるので、犬や猫、金魚などが増えていると聞いています。そういう新状態の中、増えてうれしいという人たちと増えて困ったという人たち、両方のここに書いてある相反する価値観の包摂というのですか、この問題は避けて通れない問題なのだと思います。ここにも動物だけで13件にわたる御意見をいただいたと記載されています。

そこで、対応方針の中には、この審議会での議論の内容を踏まえ修正は行わないと。それはどういうことだったのか。私は実は部会でも声を上げましたし、全体会でも声を上げさせていただきました。そこの結論が、先ほど副会長からは審議を深めたわけではないと。では、これが審議を深めていない、部会でも声を上げて、全体会でも声を上げたり、いろいろ私以外の声もあったと思うのだけれども、では、何が審議を深めていて、何が審議を深めていないのか、そこのジャッジはどこにあって誰にあるのかという問題もあったと思います。

そういう全体のこともあるので、もう一度ここについては今の前提条件、この新状態のコロナ禍における動物が物すごく増えている問題、区の総合計画・実行計画には、動物について一言も今のところは触れておりません。それを例えば今後の体制やドッグランのある公園の整備等については意見を行政に伝えるという、この今後の体制というのはどういう意味なのかもすごく分かりづらかったものですから、様々議論をしていただいたと聞い

ておりますので、私も様々、感覚的に言うと5軒に1軒ぐらい区民の方は何か飼っていらっ しゃる感じもあるので、その方々への思いをお返しするためにも、もう少し詳しく教えて いただけるとありがたい。

この動物は主義のものではなくて、動物福祉であったり命の問題、これがある地域では 子どもの虐待や命に関わったこともこれまで残念ながら動物の虐待からありましたので、 慎重に御判断をいただいて、できれば私もこの地域共生の中に一言、例えばデジタルの I C T があるならアナログの「動物との共生」みたいなことが一言入らないのかというとこ ろは、正直な感想でございました。

すみません。長くなりました。

○会長 ありがとうございます。

コメントはございますか。

お願いします。

○委員 委員が今おっしゃったことについては、調整部会では多く議論をさせていただきました。この共生社会の中で動物との共生をどう図るのかということは大きなテーマでもあります。今、動物福祉ということをおっしゃいましたけれども、この福祉・地域共生社会の中で、福祉の中では動物福祉という範疇は今のところまだ成立はしていません。

しかしながら、地域共生というところでは動物と人間がどう共生するかということについて、どういう観点から取り入れていこうかという点について議論を致しました。そこで基本的には動物愛護の観点からこれをより具体化していく方向性が考えられるのではないかということになりました。この中で、先ほど副会長がおっしゃったように、提言案に動物との触れ合いの場や共生できる環境をどのように醸成していくのかということになりました。命の重みであるとか、あるいは生命の神秘さということを知る上では、動物との触れ合いは非常に大切です。また、家族と動物との関係について、ペット以上のものがあると思います。そのことについて今後検討をしてほしいということを行政に申し送りをさせていただきました。この点については、会長をはじめ委員の方々にいろいろ御意見をいただいたということです。

○委員 ありがとうございます。

今のお言葉を聞いて大変心強くも思いましたし、難しい問題でもありますけれども、ぜ ひ今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございました。

お待たせしました、委員お願いします。

○委員 まず、調整部会の皆様、調整お疲れさまでした。結構大変だったかと思います。

質問になるのですが、このパブリックコメントに対する見解を公表するときの方法や表現が気になっています。特に修正をするものは、意見を出した区民の気持ちとしては修正をするという対応でしたら出してよかったなということになるのですが、修正しないということに対するフォローはすごく大事になるかと。特に今の資料54ですと「答申案の修正は行わない」と何か所も出てきますけれども、修正は行わないという形でストレートに出してしまうのか、ほとんどの区だとそのように出さないと思うのですが、「今後の区政の参考にさせていただきます」といった程度にとどめて公表するのか、その辺は質問です。

あとは意見として何点かございます。修正をしないという対応になったもので多数の意見が出たものは私も気になりました。まず、都市計画道路については委員が言っていただいたとおりで、私もそれに全面的に賛成です。削除あるいは別の記載に変えるというのは絶対にすべきではないかと。同じ意見が18項目も出てきたということは、そう思っている人が何人も裏に多数いると思います。今の基本構想を見てみますと、明確に「都市計画道路の整備」とは書いていなくて、「都市計画道路の整備に当たって、優先順位をつけて取り組んでいきます」と書いてあります。それから、延焼遮断帯についても、「延焼遮断帯となる道路の拡幅」と書いてあります。杉並区の構想に限らずほかの区の構想も幾つか見てみたのですが、「都市計画道路の整備」と明確に表現しているものはほとんどないです。恐らく賛否の分かれるものは載せないというのが基本構想の考え方にあるのではないかと思いました。

2点目の動物との共生についても、先ほど委員に言っていただいたので私は省略しますけれども、これがもし基本構想の中に一言でも入っていると、最近、防災などですとペット同行の避難とかといったことが話題になっていまして、その辺も基本構想に動物との共生を進めるということが書いてあると防災などの取組もやりやすくなるのかと思いましたので、本当は何か反映していただけるといいと思いました。

最後、先ほど説明がなかった多数意見の中で注目したのは、屋敷林の保全についてです。 これは部会でもかなり議論になって、まとめシートにもたくさん記述があります。屋敷林、 特に民有地のみどりを守るというのはこれからすごく大事だということで、農地の話はた しか今の答申案にあるのですけれども、屋敷林の保全についても区として積極的に取り組 んでいくべきではないかという議論があって、パブリックコメントでも屋敷林に関係する 意見を数えたら7件あります。キャッチフレーズも「みどり豊かな 住まいのみやこ」ということだったら、当然屋敷林の保全はかなり大事なポイントになると思いましたので、これは答申の中に「農地の保全」というものがあるので、それと並べて入れていただくぐらい大事なものかと思いますが、少なくともこの後に議論していただく提言には入れてもらいたい。部会のシートにも記載がある、パブリックコメントでもたくさん出ているということで、答申か最低限提言には入れていただきたいと思いました。

以上です。

○会長 御意見ありがとうございました。

パブコメのうち答申案の修正を行わないという部分の取扱いについては、事務局から予 定などがありましたら伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○企画課長 御意見ありがとうございます。

パブコメの結果についての公表方法でございますけれども、これは広報すぎなみ、また、 区のホームページに基本構想のページがございますので、そちらで内容がまとまり次第と いう形になりますが、なるべく速やかに公表していく形になってこようかと思っておりま す。

修正を行わないものについてのホームページ上あるいは広報の紙面上の記載ということでございますが、今、委員からは区政の参考にするということでのお返しの仕方があるのではないかという御意見がございましたけれども、これは会長からもございましたように、審議会としてのパブリックコメントということでございましたので、区政の参考にしますというようなお返しの仕方にはならないのかとは思います。ただ、お返しの仕方について表現方法等に配慮が必要な部分があるのではないかということについては、今、御意見をいただきましたので、それは公表する際の参考意見として伺わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長 それでは、本日いただきました御意見を踏まえて答申をどうするかということに ついては、基本的に会長と副会長に一任していただければと思います。その上で、最終の 答申については調整後速やかに委員の皆様全員に共有できるようにしたいと思いますが、 そういう扱いでよろしゅうございますか。

( 了承 )

○会長 ありがとうございます。では、そのように扱わせていただきます。

続いて、答申とは別に審議会条例の第2条第2項の規定に基づいて審議会から区長へ提出

する意見として、資料57で本日お配りしております提言案がございます。これについては そもそもパブコメの対象とはしておりませんでしたので、変更箇所については前回のこの 全体会議での御意見を踏まえて追加修正を行っております。これについても本日配付した 内容で基本構想と併せて区に提出することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。よ ろしゅうございますか。

## ( 了承 )

○会長では、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

それから、これについても答申と同様に、いただいた御意見を踏まえての提言の修正については会長、副会長に一任していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。これについても調整が終了後、速やかに委員の皆様全員に次の9月14日の会議の前に共有したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で本日の議事については終了いたしましたが、この後、事務局から事務連絡あるい は御発言等がございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○政策経営部長 それでは、事務局から一言申し上げさせていただきます。

本日はお忙しい中、パブコメを受けて答申内容について活発に御審議いただきまして、 本当にありがとうございました。

審議会も残すところあと1回となりました。昨年5月に審議をスタートする予定でございましたが、3か月遅れでコロナ禍の中で8月スタートになり、1年以上に渡って御審議頂きました。この間、コロナの状況はなかなか収まらず、変異種等のまん延で、さらに緊迫化した状況が続いております。こうした中での御審議、改めて、誠にありがとうございました。

審議会自体、7回。部会や調整部会も含めて合わせると24回ということで、皆様におかれましては、万障繰り合わせて御出席いただきまして、部会の審議も、それぞれ取組自体が複合している中で、ほかの部会審議なども積極的に傍聴していただいたり、意見を出していただくといった形で、活発な御審議、緊迫化した御審議、時にはかんかんがくがくの議論が展開されてまいりました。

審議の方法についても、デジタル化という社会の動向を踏まえて初めてハイブリッドの 会議を取り入れて、コロナ禍の感染防止という状況だけではなくて、御多忙な委員の皆様 が、その御多忙を縫ってハイブリッドの会議でオンラインで参加していただいたりといっ た対応をとることができました。従来であれば欠席という扱いになっていたのが、このツ ールを通して多くの委員の方々に御参加いただけたということで、区としてもリーディングケースの審議会になったのではないかと思っています。

基礎自治体としては異例の42名の規模での御審議ということで、資料調整や会議運営等の面で不十分なところも多かったのではないかと考えております。改めまして、この場をお借りしましておわびを申し上げますと同時に、皆様の御協力に改めて感謝を申し上げます。

残すところあと1回、最終回が9月14日ということになりますけれども、最後まで事務局としてしっかりと審議会をサポートしてまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

この後、事務連絡につきまして企画課長から申し上げたいと思います。

○企画課長 それでは、最後に事務連絡でございます。

次回、第7回の日程でございますけれども、9月14日ということでございます。時間と会場は本日同様でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、最終回につきましては、今回の基本構想の審議過程の記録ということもございま すので、カメラ撮影が入ります。あらかじめ御承知おきいただければと存じます。

事務局からの事務連絡は以上でございます。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。

以上で議事は全て終了いたしました。

次回9月14日が最終回ということになります。冒頭申し上げましたように、最終回には 審議会として区長に答申をお渡しするというセレモニーだけではなく、私としては区長に 最初から出席していただくように事務局にはお願いしておりますので、したがって、そこ で各委員の方から、本当に一言ずつになってしまうので恐縮なのですが、全員、それこそ 一人も残さず御発言をいただきたいと思います。

その中で、審議会に参加した中でどう思ったのかの感想でも結構ですし、杉並区に対する思いでも結構ですし、今後の行政に対する期待とか、あるいは正直に言って私はこれを強く主張したのだけれども、入っていないけれども、これをぜひやってほしいとかという御意見もあろうかと思います。そういう御意見を自由に言っていただければと思います。ただし、全員が発言できるように、時間的には御協力をいただければ大変ありがたいと思います。

そういった発言を、どう書いてあるかということもとても重要なのですけれども、区長

や副区長、各部長、課長にじかにこういった場から聞いていただくこともとても大切なことだと思いますし、基本構想を答申して終わるわけではなくて、この後、行政計画としての総合計画をおつくりになるのだと思いますし、区議会でもいろいろな議論が行われるのだと思いますので、そういった場として次回を予定しておりますので、御活用をぜひいただければ思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで終わりといたします。どうもありがとうございました。